

令和6年度青森県農業就業体験ツアー実施業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨

雇用就農による県内農業法人の人材確保を支援するため、首都圏等の県外在住者を対象に、求人を希望する農業法人での就業体験ツアーを開催するに当たり、企画提案競技により当業務の受託者を選定することとし、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

「令和6年度青森県農業就業体験ツアー実施業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年1月15日（水）まで

4 委託料（上限額）

2,569千円（消費税及び地方消費税等を含む）

5 参加資格

企画提案に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 国内に本店、支店又は営業所等を有する会社又は法人格を有する団体であって、適正な経理執行体制を有している者であること。
- (2) 就業体験や移住をテーマとした企画旅行などの実績（国や地方自治体等からの受託業務を含む。）を有し、本委託の業務遂行能力を有すると認められる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による、一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による、一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 宗教活動、若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持、又は反対する目的の団体でないこと。

6 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和6年5月15日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

構造政策課担当者宛てにメール、ファックス、郵送等で提出すること。

※持参する場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出書類

① 参加申込書（様式1）

② 定款の写しや直近の事業報告書及び収支決算書等、法人の概要が分かる資料

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和6年5月15日(水)17時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式2)を構造政策課担当者宛てにメール、ファックスで提出すること。
なお、電話又は口頭での質問は受け付けないものとする。

(3) 回答方法

期限までに提出された質問を取りまとめて、令和6年5月21日(火)までに参加申込者全員にメールで回答する。なお、受付期限以降の質問については回答しない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年5月31日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

構造政策課担当者宛てに持参又は郵送で提出すること。

※持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出書類

① 企画提案提出書(様式3)

② 企画提案書(任意様式)

作成に当たっては、別紙1「企画提案書作成要領」を参照のこと。

③ 経費見積書(任意様式)

- ・仕様書をもとに、業務に関する経費とその内訳を明記すること。
- ・金額には、消費税及び地方消費税を含むこと。

(4) 提出部数

7部

9 審査方法及び評価項目

(1) 審査は、書面審査とし、審査会が評価点方式により行う。評価項目等は別紙2「令和6年度青森県農業就業体験ツアー実施業務委託に係る企画提案競技審査基準」のとおり。

(2) 審査員が作成した審査票の評価点を合算し、評価合計点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。

(3) 参加者が1者のみの場合でも審査を行い、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、審査委員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。

(4) 審査の結果については、すべての参加者にメールで通知する。

(5) 審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

10 スケジュール

令和6年4月30日（火）	企画提案競技募集開始 ※決裁日を記入
令和6年5月15日（水）	参加申込書提出期限 企画提案競技に係る質問受付期限
令和6年5月21日（火）	質問への回答送付
令和6年5月31日（金）	企画提案書提出期限
令和6年6月上旬	企画提案競技審査（書面審査）・委託者決定
令和6年6月中旬	契約締結

11 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に関連して、参加者から提出されたすべての書類や資料の所有権は、県にあるものとし、返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約を解除する。
- (4) 参加に要する経費は、すべて各参加者の負担となる。
- (5) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づき行うが、受託者決定後、提案内容について両者協議の上、変更することがある。また、委託金額について、受託者決定後、見積もり合わせにより別途決定する。
- (6) 提出された企画提案書の著作権は、各参加者に帰属するものとするが、受託者決定後の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商標権、その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、参加者に属するものとする。
また、受託者は、成果物に関し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

12 問合せ先・参加申込書等提出先

青森県農林水産部構造政策課担い手育成グループ 技師 永澤 あづみ
〒030-8570 青森市長島 1-1-1 青森県庁北棟 5階
tel : 017-734-9463 fax : 017-734-8136 mail : ninaiteikusei@pref.aomori.lg.jp

(別紙1)

企画提案書作成要領

1 作成要領

- ・提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・用紙は原則A4版両面仕様とする。ただし、図表等の表現の都合上、用紙を一部変更することは差し支えないものとする。
- ・ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

2 記載内容

- (1) 表紙
- (2) 目次
- (3) 企画の原案
- (4) 業務実施体制
業務を担当する従事者の配置や業務内容等を記載すること。
- (5) 実施スケジュール
- (6) 過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績（官民不問）

(別紙2)

令和6年度青森県農業就業体験ツアー実施業務委託に係る企画提案競技審査基準

1 審査・選定方法

- (1) 審査は書類審査により行う。
- (2) 審査員は、農業関係機関・団体の担当者等の中から、県が別に定める。
- (3) 審査項目・配点は別表のとおりとする。
- (4) 各審査委員の評価点の合算が最高点の参加者を最優秀提案者として選定する。また、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。
- (5) 参加者が1者のみの場合でも審査を行い、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、審査委員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。

2 配点基準及び採点

50点満点として、個別の配点基準は別表とし、配点は下記を目安とする。

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
10～9	8～7	6～5	4～3	2～1

別表（審査項目・審査観点・配点）

審査項目	審査観点	配点
(1) 実施体制及びスケジュール	無理のない実施体制及びスケジュールとなっているか。	10
(2) 農業就業体験ツアーの内容	効果的な内容になっているか。	10
(3) ツアー参加者の募集方法	参加者の確保につながる効果的な方法が提案されているか。	10
(4) 同種・類似業務の実績	業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか。	10
(5) 経費積算の妥当性	積算内容に不備、不適切なものはないか。	10
評価点合計		50